

定期接種

予防接種法に基づいて、市町村が実施主体となって行う予防接種で、「A 類疾病」と「B 類疾病」に分けられます。定期接種は、病気ごとに定められた接種期間がありますので、適切な期間内に忘れないように接種しましょう。

A 類疾病

主に集団予防や、発病すると重症化し、後遺症を残す病気の予防に重点を置き、接種の努力義務（接種を受けるよう努めなければならないこと）が課せられているものです。

ロタウイルス（ロタリックス）・B 型肝炎・ヒブ感染症・小児肺炎球菌・5 種混合
4 種混合・3 種混合・2 種混合・不活化ポリオ・BCG・麻しん・風しん混合（MR）・水痘
日本脳炎・ヒトパピローマウイルス（子宮頸がんワクチン）

B 類疾病

主に、個人の発病または重症化の予防に重点を置き、対象者本人が接種を希望する場合に実施されるもので、努力義務は課せられていません。

高齢者肺炎球菌・高齢者インフルエンザ・高齢者新型コロナ

任意接種

予防接種法に基づく定期接種以外に、様々な状況に応じて接種する予防接種です。

矢掛町が独自に助成している任意接種

おたふくかぜ・小児インフルエンザ・肺炎球菌ワクチン・成人風しんワクチン

助成していない任意接種

B 型肝炎ワクチン・A 型肝炎ワクチン・黄熱ワクチン・狂犬病ワクチン・帯状疱疹ワクチン・
コレラワクチン・ペストワクチン・腸チフスワクチン・他